

# 危険な空き家の除却費用を補助します。

## (香取市空き家除却工事補助金)

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に影響を及ぼします。市では、生活環境の保全を図るため、市内に所在する倒壊のおそれなど著しく危険な状態にある空き家を除却する方に、除却工事費の一部を補助します。

**最大50万円補助！**

申請	当該年度の4月1日から申請することができます。(土日祝日除く) <b>※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。</b>
対象の建物	以下の全てを満たす空き家 ①空家法第2条第2項に規定する特定空き家等であること (現地調査を行った結果、特定空き家等と認定されたものであること) ②個人が所有するものであること ③所有権以外の権利が設定されていないこと ④空家法第22条2項の規定による勧告を受けていないこと ⑤全ての所有者等の同意を得ていること(所有者等が複数いる場合に限る)
対象者	以下の全てを満たす方 ①補助対象空き家の所有者又は法定相続人 ※空き家が共有名義、相続人が複数の場合、全員の同意書が必要です。 ②市税の滞納がない方 ③暴力団員等でない方 ④過去にこの補助金の交付を受けていない方
対象工事	以下の全てを満たす工事 ①補助金の交付決定後に工事請負契約を締結した工事 ②市内業者が行う工事 ③補助対象空き家を除却し、敷地を更地にする工事 ④当該年度の2月15日までに完了する工事
補助金額	<b>最大50万円</b> (補助対象工事費の2分の1) 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は50万円、除却工事費が100万円未満の場合の補助額は補助対象工事費の2分の1(千円未満は切り捨て)です。
その他	補助金の交付を受けるには、 <b>工事の着手前に申請手続きが必要です。</b> 申請書は香取市ホームページからもダウンロードできます。

### 【お問い合わせ・申請先】

〒287-8501 香取市佐原口2127番地

香取市 都市整備課 住宅班 (0478-50-1214)

# 除却工事補助金申請の流れ

